

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。
※件数については、いただいた御意見を分類分けした件数になりますので、実際に提出された意見数とは異なる場合があります。
※基本的にいただいた御意見から抜粋したものです。明らかな誤字や変換ミス等は修正しています。

No.	主な意見	件数	見解
1. 人件費について			
1	役員報酬を引き下げるべき ・北陸電力の役員各位の給料はもちろんだげたと思いますが、どの程度下げたのでしょうか。それなりの報酬を受け取っておきながら、経営が厳しいので値上げさせてください、では話にならないと考えます。政府からの要望という免罪符を得たことで、給料の増額もされるのであれば、何のための電気料金の値上げかわかりません。 ・社員や関連企業の待遇などに注力するあまり、一般利用者への対応がなおざりになっている、関係企業の社員の待遇たるや地域企業との待遇の差は歴然。 ・役員の報酬も徹底して見直すなどお客さんが納得する説明が欲しいです。 ・北陸電力グループの役員報酬も含めた人件費などの固定はしっかり精査されましたか。1,000億円の赤字とありますが、ほとんどがキャピタルロスではないでしょうか。	4	社内役員の給与については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）に基づき、国家公務員の指定職の給与水準の平均と比較しつつ査定することとなっています。これを踏まえ、各事業者の社内役員の給与水準を確認したところ、料金審査要領に基づいて算定されていることを確認しました。 なお、北陸電力の役員給与については、現行原価が一人当たり平均約3200万円であるのに対し、申請原価では一人当たり平均1800万円に減額されており、料金審査要領上の基準（国家公務員指定職〔平均〕の給与水準）に合うことを確認しました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
2	賞与を引き下げるべき ・北陸電力のグループ企業で働く人たちの賞与は年間5ヶ月半ば以上だそうです。自己努力などは一切せず原料の値上げを直ぐに転嫁していい業態ではないと思います。1,000億円の赤字といいますが、キャッシュ・フローではなく損益で、その多くは、IFRSを適応したことによるインカム・ロスではなくキャピタル・ロスのはずです。	1	従業員1人当たりの年間給与水準（賞与含む）については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の年間給与水準について確認を行った結果、過去の統計データなどを用いて算定している場合が確認されたため、直近のデータへの補正を求めました。また、北陸電力等、一部の事業者では、賃上げを織り込んでいたが、料金審査要領において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めないこととなっているため、この原則に基づき、賃上げ分の算入は認めないこととしました。 これらの審査及び補正の結果、北陸電力については、直近の「賃金構造基本統計調査」の数値を反映し、他産業などの水準を踏まえた給与水準としました。
2. 燃料費について			
3	燃料コストの削減を行うべき ・石炭・LNGが空前絶後の高騰をしており、生産者とシッパーに巨額の過剰収益が発生している。現在、脱炭素社会を目指す我が国では、特に石炭輸入のための借入を非常に厳しくしている。また、一船当たりの金額が10年前と比べると10倍以上になっており、中小のバイヤーズエージェントでは、資金調達に苦労している。この状況でも、バイヤーズエージェント業務をシッパーに任せられない場合は、電力会社本体会か、その関係会社・子会社にその業務を任せるべきと思慮する。1電力会社分をまとめれば、フィーは20円/tから30円/tでも可能なレベル。繰り返しになるが、ベストは、この業務をシッパーに任せ、その費用は巨大な過剰収益を享受している生産者やシッパーに負担してもらうべきと思慮する。余計なフィーを削減することにより、電力料金の値上げを抑えることが一番大切だと思います。	1	燃料費の査定では、他の電気事業者の取組状況を踏まえた効率化努力を求める観点より、石炭やLNGにおいてトップランナー査定を行っております。詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－3. 燃料費」をご覧ください。
4	燃料費調整制度の上限撤廃を検討すべき／燃料費が下がった場合の電気料金の下げ幅や下限について説明を求める ・各社、昨今の国際情勢不安による燃料高騰に伴い申請に至ったと記載されておりますが、それが要因であれば、規制料金の燃料調整費単価の上限撤廃で対応できるはずです。値上げを行うのではなく、国に対して制度の変更を依頼し、法改正をもって対応するべきです。規制料金の燃料調整費単価の上限撤廃に関して、各社もしくは電気事業連合会等から国に対して何か働きかけを行ったのでしょうか。そしてその結果がどうだったのでしょうか。法改正がかなわない理由は何でしょうか。それらに関する記載は全くありません。取組の結果及び法改正できない理由の回答を求めます。 また、今回、燃料調整費単価の算定根拠も変更されておりますが、国際情勢不安は長期化しておりますが、一過性のものであるため、落ち着いた際に元の算定基準に戻すのでしょうか。また、現在の算定根拠の平均となった場合の電気料金は現在の水準となるのでしょうか。見直しを行う場合、明確にどのようになつたら再度、見直しを行うのか回答を求めます。「経営が安定化したら」等ぬるい判断基準ではなく、「燃料の平均価格が3ヶ月以上、現在の燃調算定基準を下回ったら」等具体的かつ明確な見直しの基準を定めなければ、今回の値上げの申請理由と整合が取れないのではないのでしょうか。 回答は以下の内容を具体的かつ明確に記載をお願いいたします 1：燃料調整費単価の上限の撤廃について具体的に国に対して行ったこと 2：1を踏まえて燃料調整費単価の上限の撤廃できない理由 3：1、2を踏まえて、値上げに対する経済産業省・資源エネルギー庁の考え方 4：燃料の価格が下落した場合の見直し前と見直し後の電気料金の比較 5：国際情勢が落ち着いた（燃料価格が低下した）際に算定基準を見直す場合は具体的な見直しの判断基準 ・今回の値上げ後に、燃料費が下がった場合に、電力量料金を下げる仕組みについての説明をお願いします。今回の値上げ申請理由の大きな部分を占めているのは、燃料費の高騰が激しく、燃料費調整制度の上限値に張り付いたために、それを越える部分を電力会社が負担していることによるものです。今回の値上げにより電気料金の上限が上がることになりませんが、燃料費が下がった場合にはどうなるのでしょうか。燃料費の下落に合わせて電気料金が下がる仕組みについて、下げ幅はどの程度で下限はあるのかなどについても説明してください。 ・ウクライナ問題が解決に向かい原料やその他物資の流れが改善に向かい原価が低減した場合、電力料金などは値下がりするのでしょうか。 ・電力量料金の変動についての検討を求めます。今回の値上げ理由は世界的な情勢の影響が大きいとみられますが、燃料高騰が長期的に続くかは予測できません。世界情勢が安定しエネルギー価格が下がった場合に、値下げ申請する仕組みはあるのでしょうか。今回、北陸電力からは基本料金を据え置く」と説明を受けています。今後、エネルギー価格が下がった場合は公平性の観点から、規制料金、低圧自由料金ともに電力量料金の単価を見直すしくみを検討していただくようお願いします。 ・2022年7月から9月までの貿易統計価格の平均値を参照して今回の申請原価を算定していますが、2月10日時点で、為替、原油、石炭、LNGの全てが下落しています。申請した状況と現在は大幅に変わっておりますので、申請をそのまま認可することないようお願い申し上げます。燃料費の下落は北電が公表した第3四半期決算説明資料の11ページにも燃料費と燃料費調整額の期ずれ影響イメージにはっきり記載されております。2022年12月を境にイメージ図としてですが、それまでの差損から差益に向かうことがはっきりと資料に掲載されております。算定した値上幅は妥当でないと感じております。 ・2022年の平均燃料価格の高騰は一過性の可能性があり、今後も続くかどうかは不透明である。本認可申請は本体部分の電力量料金ではなく、燃料費調整単価の見直しが主であるのだから、燃料費調整諸元の平均燃料価格をいくらすとするのか、その上限をいくらすとするのか、国内外の社会情勢の推移予想を踏まえて検証すべきであり、さらに消費者に対し、その事実をわかりやすく説明すべきである。	7	燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。また、燃料費調整制度における基準燃料価格については、本年3月に行われた第38回料金制度専門会合において、直近の燃料価格などを踏まえ、各事業者に再算定を求めることとしました。この結果、北陸電力については、燃料費調整制度における基準燃料価格が当初申請時よりも下がることとなりました。 その上で、電気の規制料金については、 ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、 ② 電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、 ③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の要否について、経済産業大臣に回答を行っています。 上記の回答を受けて、経済産業大臣は、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－3. 燃料費」をご覧ください。 また、電力小売は自由化されており、個別具体的な電気の自由料金の設定の在り方について、コメントは差し控えていただきます。一方で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、厳格かつ丁寧な審査を通じて、原価等が適正な水準となるように査定しました。 さらに、北陸電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、北陸電力に対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。
3. 経営合理化・経営責任について			
5	経営努力が足りない ・企業努力が一般利用者が届いていない、普段の会社の対応にも多くの問題があるのに、改善されていない。例えば、強風の後の樹木の電線への倒れ掛かり等に処理の対応をお願いしようと電話するも、呼び出し音のみで電話への対応も受けてくれないし、留守電対応も無い。 ・自社において大胆なコストカットをしてからの話ではないでしょうか。生活に必要な不可欠な電気を扱う企業です。万が一にでも潰れてもらっては大変なのは分かりますが、そもそも、燃料が安い時期に買いだめをしなかったり、為替リスクに備えていなかったり、北陸電力の準備不足が招いた事態です。安易に値上げをし、反対の事態となった場合、速やかに値下げをするとも考えられませんか。 ・さらなる経営効率化により値上げ幅の圧縮を求めます。北陸電力からの説明によれば、これまでも全社をあげて経営効率化に取り組んできたとのことですが、火力発電の燃料高騰による供給コストの上昇が電気料金収入を上回るとして、そのまま電気料金の値上げに転嫁するのは、消費生活全般に及ぼす影響を考えると、より慎重な判断が必要で、その事実をわかりやすく説明すべきである。 ・北電の売上8500億円(2022年度業績見通し)に対して従業員数3291名、四国電力の売上8500億円(2022年度業績見通し)に対して従業員数2243名、中電の売上40000億円(2022年度業績見通し)に対して従業員数3127名という各社がホームページで公表されている数字を比較すると、北電の経営効率化には疑問が残ります。 ・電力会社さんでも経費削減など、目に見える形で示して下さったらと思います。 ・自社努力がみられていません。 ・多くの株主が株主総会で指摘してきた、経営姿勢の歪みについて、その結果生じてしまったツケを消費者に押し付けることはとてもないことと思う。今回の値上げは、県民の命に関わる、大きな負担を強いるもの。絶対に認められない。 ・さらなる経営効率化により値上げ幅の圧縮を求める。これまでも全社をあげて経営効率化に取り組んできたことであるが、火力発電の燃料高騰による供給コストの上昇が電気料金収入を上回るとして、そのまま電気料金の値上げに転嫁するのは、消費生活全般に及ぼす影響を考えると、より慎重な判断が必要。企業の体力としてさらなる経営効率化を図ることほど可能かをヒアリングしつつ、値上げ幅が社会的に妥当であるかを慎重に審査していただくようお願いいたします。 ・値上げの要因は、ロシア・ウクライナ侵攻や円安による化石燃料価格の高騰という外的要因であると指摘されているが、値上げの背景には北陸電力の経営判断の誤りがあるのではないかと考える。 ・社内のコンプライアンスには十分注意いただきたい。コンプライアンス重視を徹底していただければ、県民が安定的に電気の供給を受けられると考えるため、北陸電力の経営の皆様には、お願いしたい。	11	人員計画については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）に基づき、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、個別事情を勘案しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の人員数について、「総人員当たり販売電力量」など、様々な観点から分析を行った結果、いずれの事業者も、直ちに人員数が過剰な水準にあるといえるものではありませんでした。 また、従業員1人当たりの年間給与水準については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、厳格かつ丁寧に審査を行い、他産業の水準などを踏まえた給与水準としました。 経営効率化については、各事業者のこれまでの効率化の取組状況を確認した上で、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。 なお、電気の新規料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。そのため、電力事業以外の新規事業に係る費用については、原価等への織り込みは認められていません。 さらに、北陸電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、北陸電力に対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－2. 経営効率化」及び「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。

6	消費者に分かりやすい説明を求める ・電気料金の値上げに際し、需要家への事前周知を徹底するとともに、わかりやすく伝えるよう求めます。電力会社のホームページやweb検針票の照会ページといった、需要家が目的をもって調べなければ情報が入手できない形だけではなく、郵便やチラシ、ダイレクトメールなど確実に需要家へ情報が届く方法での周知の実施を求めます。電気料金を通して徴収する託送料金の変更がある場合も、そのそれぞれの料金変更の内容や電気料金への影響（値上げ、値下げ）など、わかりやすく伝えるよう求めます。 ・他の電力会社との比較ができるように分かり易い説明書にしてほしい。 ・値上げ・値下げの基準を策定してください。資源価格高騰と事業継続の分岐等を明確にし、一定の基準を超えた場合に値上げ・値下げするなど消費者に分かりやすくしていただきたい。 ・徹底した情報公開と消費者に対する十分な説明を求める。携帯会社と電気料金がセットになっているようなメニューを選んだ需要家は、直接契約ではないため、北陸電力の電気を使っているにも関わらず、お客様番号を持っていないという理由で、値上げの説明会に出席することが出来ないのは納得がいかない。元々地域独占していた電力会社の存在が大きいため、きちんと説明の対象に入れてほしい。	4	料金制度専門会合においては、申請内容が最大限の経営効率化を踏まえたものか、中立的・客観的立場から検討を行ってきております。第28回の北陸電力に係る第1回の審査以降、料金制度専門会合開催の様子については、インターネットでライブ配信されており、資料は、電力・ガス取引監視等委員会ホームページに掲載しております。 （参考「料金制度専門会合」： https://www.emsc.meti.go.jp/activity/index_electricity.html ） また、料金制度専門会合への資料提出以外に、北陸電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、北陸電力に対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。 なお、値上げ・値下げの基準の策定などの御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。
4	料金メニューについて		
7	料金メニューを見直すべき ・契約メニュー（別紙4〔9〕）従量電灯B、30アンペアの想定「1か月のご使用量」の230kWhは少なすぎるのでは。根拠は平均か。主なメニューの料金単価（別紙4〔10〕）で「※現行料金には、2022年7月～9月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含みます。」とあるが、燃料費調整単価は別枠にした方が分かり易い。 ・当方が住んでいるのは、水力電力が豊富な地域であり「ダム放水のサイレンで夜中起こされる」「ダム放水などにより魚が住まなくなった」の弊害があり、更に豪雪地域であるので太陽光発電の設置もままならない。電源立地補助金（水力）があるらしいが、個人の電気代には反映されない。今後出てくるグリーン電力によるCO2排出権取引などを利用して地域割引をやってほしい。	2	電力小売は自由化されており、個別具体的な電気 の自由料金の設定の在り方について、コメントは差し控えさせていただきます。一方で、電気 の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、厳格かつ丁寧な審査を通じて、原価等が適正な水準となるように査定しました。 また、北陸電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、北陸電力に対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。
5	値上げについて		
8	値上げはやむを得ない ・値上げそのものについては、了承せざるを得ない。 ・この度の、値上げ申請は残念ながら北陸電力さんとしては致し方ない事と思います。発電用資材の値上がり、賃金の上昇にも理解は必要だ。 ・ウクライナ情勢等により燃料価格が高騰している状況において、原価を適正に電気料金に反映することはやむを得ないことであるとする。 ・国の制度である「燃料費調整制度」の上限に昨年2月に達した後、1年余りに渡って規制料金を据え置いている状況であり、今回の値上げ申請はやむを得ません。 ・電気料金値上げについて、一定の値上げはやむなしと考えるが、申請内容は到底納得できるものではない。 ・今回の値上げは、国際情勢や円安等による火力発電の燃料高騰によるもので、止むを得ない一面がある。	6	今般の電気 の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気 の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、厳格かつ丁寧に審査を行った結果、燃料の調達源の多様ななどの効率化を求めつつ、適正な水準となるように査定を行いました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5．査定方針の概要」をご覧ください。
9	値上げ幅が大きすぎる ・12月の電気代22000円だったのに、今月は、47000円と倍以上になり、とても驚いています。4月から、また値上がりとなると、庶民としては、電気が使えない暮らしになりそうです。 ・電気代が上がると、たぶんですが、ご高齢者の世帯では冷暖房を極端に渋る様になり健康的な日常生活に支障が出てくると思います。ご高齢者に限らずですが、電気代の極端な値上げは、一気に地域の皆さんの健康的な日常生活に打撃を与えます。健康被害にまで発展しかねないと思います。 ・北電の第3四半期の決算短信を見て値上げに対する理解はありますが、値上げ幅は大きく抑えるべきだと考え今回意見を提出いたしました。この値上げがそのまま認可されてしまうと、北電と契約する国民と地域経済に対するダメージは計り知れません。現状に即した適正な値上げ幅で判断されるようお願い申し上げます。 ・今回の北電の値上げ要請は、企業基盤を揺るがしかねない額の大きさです。なぜ、剰余金もまだ余力のある中で、一年で一気に解消する必要があるのでしょうか。数年先の値上げの目標はあったとしても、段階的に値上げしてはどうなのでしょう。既に足元でも燃料の値上げによる影響は個人も法人も受けています。その点も含めて再考頂きたいです。 ・北陸電力株式会社様のお考えもあつての値上げというのは存じ上げますが、それにより北陸在住の人々にとって大きな被害を与えることになるかを再度検討し、値上げするにしても、45%という数字を見直すべきであると考えます。 ・今回の電気料金値上げは、値上げ幅が大きすぎるためこのままでは認められない。	6	今般の電気 の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気 の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、燃料費についても、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。 また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据え置き、電力量料金を改定する方針としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5．査定方針の概要」及び「6－1 4．レートマーク・約款」をご覧ください。
10	値上げ反対／低所得者等への値上げは配慮すべき ・国が電力をと言って太陽光パネルを推進し、買い取りを消費者の上乗せするなんて。電気代高いです。反対です。 ・値上げの前に節電のことをまず考えてはどうでしょうか。電気料金値上げ反対。 ・何でもかんでも理屈をつけて値上げするのはやめてほしい。 ・電気料金の値上げは絶対やめて下さい。これ以上の値上げしては生活していけません。原発にかけるお金があつたら料金を下げて下さい。 ・電気料金が高くなると生活に直結して大変困ります。電気だけでなく他も値上がり続きです。電気 の節電に努めますので。 ・生活に困っている方々が多い今、どうして一方的に値上げ出来るのでしょうか。 ・電気料金の値上げに反対します。電気料金がどんな仕組みになっているのかもよくわからず、電力会社は、負担を使用している国民に上乗せしているのではないですか。 ・北陸電力（株）の一方的な電気料金値上げに抗議します。石炭、石油に頼らない電源構成を計画的に行っているれば、今回のような大幅な値上げも必要なかったのでは。 ・富山に住み続けたく考えておりますが、このような値上げがあると住もうという意欲が失せてしまいそうです。このような大幅な値上げをされると住むどころか生きることさえ難しくなるのではと考えております。多少の努力では補えない値上げだと思うのですが、そこはどうお考えなのでしょう。ただでさえ地方離れが激しいこの地で、他の地への流出を防ぐためにも、また今後の生活を踏まえても値上げについてもう一度お考え直してはいただけないでしょうか。 ・燃料費で一律値上げされるのは不満である。 ・私は家計簿を付けているのですが、2021年に比べ2022年度は、年間で、電気代が約14,000円、ガス料金が約9,000円増加しました。電気代に關しまして、数年前に北陸電力からloopでんきという全国的な売電企業に切り替え北陸電力に比べ電気代を抑えることができるようになっていたのに、燃料調整単価が増額して北陸電力より高額になるようになったため北陸電力に切り替えるを得なくなった。ガス料金に關しては、伝えた通り富山県の都市ガスは日本海ガスから買うしかないので従量料金の値上がりを受け入れることしかできない。ライフラインに關するものの値上げはまさに死活問題。年金生活をしている方々など、寒いけど電気料金、ガス料金が高いから使用を控える、本当に死活問題です。 ・現状すでに、燃料費調整の名目で電気代が高額となっています。調べてみると、燃料費調整単価は半年程度前の燃料輸入価額を基準に算出されるものであるとのことでした。ちょうど半年前、原油高が著しく高騰しその影響が、年間で一番電気を使用する時期にかかることで、1月の家庭での電気料金は、前年対比2倍でした。すでに、経済産業省が関していないところで、一方的な値上げが行われています。これに加えて、さらに40%以上の値上げがなされるとなると、生活がままならないことになりかねません。 ・生活を支えるインフラを担う企業としての社会的な配慮を求めます。世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰による電気料金の上昇に対し、政府が負担緩和策を講じ、北陸電力も参加申請をして認可されました。北陸電力の場合、標準家庭で推計すると今年2月～3月は1,610円引き下げられますが、4月以降に電気料金値上げが実施されると軽減する7円/kwhを超え、支援が打ち切られた途端に一気に値上がりし、家計負担が重くなります。電気料金を滞納した場合には電気を止められ、生活が維持できなくなります。特に低所得者や生活困窮者に対して、支払いの猶予や分割支払いの相談に応じるなど十分な配慮をお願いします。 ・今回の値上げ申請は、政府が電気料金の高騰を抑制するために予算化した7円/kwh（低圧契約の一般家庭・企業など向け）を超え、かつ実施期間が限られているため、政府の対策があってもなお値上げ後の負担が大きくなります。特に低所得者及び生活困窮者へは十分に配慮するよう求めます。 ・年金生活者は電気料が上がると生活できません。今もすべての部屋を電気を消し早めに寝ます。だから余り電力を使用しないようにしています。 ・電気料高い。あつという間に上がってしまったじゃない。年金生活してる身としてはきついです。 ・電気料金を滞納した場合には電気を止められ、生活が維持できなくなる。特に低所得者や生活困窮者に対して、支払いの猶予や分割支払いの相談に応じるなど十分な配慮をお願いする。 ・過疎化地域に立地する能登中核工業団地には「地域の雇用を支える」といった社会基盤要素もあるため、値上げは最大限しないでいただきたい。	17	今般の電気 の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気 の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。そのため、規制料金と関係しない事業における負債などは、原価等への織り込みを認めていません。 各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、燃料費についても、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。 また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据え置き、電力量料金を改定する方針としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5．査定方針の概要」及び「6－1 4．レートマーク・約款」をご覧ください。 なお、電気料金の高騰対策に係る支援策に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。
11	国からの支援等を求める ・補助を出すなら、北陸電力のように排他的な殿様商売をしている企業ではなく、独特の電気料金の算出方法で利用者に何となく少しでも安価に提供しようとして努力している企業へ補助を出してもらいたい。 ・値上げ理由は、「ドル建ての燃料費（主に石炭）高騰」に掛ける「円安」にある。「円安」自体は政府・日銀が市場介入してまで政策で行っているのだから、「円安」に基づく値上げ分は消費者に転嫁せず、政府に負担してもらうべき。1 kWh 7円の補助金が不足していれば政府に要求し、かつ継続してもらうべき。 ・デフレ脱却のため官民一体で進めていることかもしれませんが、デフレ脱却するのは、一部の上位企業に関わる所得者だけにならないでしょうか。日本全体の所得向上を認識するまでは、ライフラインに関するものの値上げは政策でなんとかできないでしょうか。 ・短期的な燃料費の高騰が原因とは言え、地域の雇用を守るために、中小企業事業者にも配慮した仕組みやメニュー、また、過疎地域では、企業がなくなった後に別の企業がくるケースはなかなか難しいため、そういったところにも考慮した制度を創設し、支援いただきたい。	4	今般の電気 の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気 の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、厳格かつ丁寧に審査を行った結果、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう各事業者に求めるなど、適正な水準となるように査定を行いました。 また、燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。 なお、電気料金の高騰対策に係る支援策、電気料金制度に関する御意見等については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。

6．原子力発電について		
12	原子力発電コストに疑問 ・原子力バックエンド費用（核のごみ処理）はじめ、原子力発電にかかわる費用が大きく増加している理由と今後の見通しの説明を求めます。今後も増加傾向が続く見通しであるならば、原子力発電にコストをかけて使い続けることを見直すべきと考えます。福島第一原発事故後に、原子力発電が安全対策などによりコスト高となり、原子力バックエンドが見通せないこととあわせると、中長期的には原子力発電依存は望まれません。今回の審査に当たっても、原発の利用の検討には慎重を期すべきと考えます。原発の利用については値上げ審査とは別に、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、十分な国民的議論のもとに進めるべきです。 ・志賀原子力発電所の運営及び管理等のすべてを日本原子力発電株式会社に移譲することで、地元調整や長期に及ぶ核及び廃炉等関連の今後の費用削減を行う。日本原子力発電株式会社は国内では比較的新しい原子炉を組み入れることで旧式炉の廃炉費用を捻出することができます。 ・志賀原発の安全対策工事費（3,000億円）が今後さらに倍増することも、未だに株主や消費者に公表していない。ひょっとしたら、2,000億円近くの投資をしないと、安全が確保できないということではないか。赤字を値上げの理由として強調されたが、志賀原発の再稼働に当たっては、それだけの規模の投資が必要なることをなぜ説明しようとしなのか、疑問に思う。志賀原発再稼働で電気料金低減が図られるが、そのために、追加安全対策を総額2,000億円近くの投資で、年平均130億円コスト削減となるのは、本当にプラスのことなのか。 ・志賀原発を再稼働させると収支が改善すると言っているが、志賀原発を再稼働させると必然的に生じる使用済み核燃料や放射性廃棄物の処理処分方法や費用がかかり、また、廃棄物保管スペースはほぼ満杯状態。原発事故による経済的悪影響は甚大なものであり、社会全体として到底許容できない水準である。被害額は国家予算も超えるという試算もでていたが、原発で得られるのは、他の電源でも生み出せる電気だけであると考えれば、事故費用をとっても、原発は得られる利益に不釣り合いな電源であることは確実。 ・今回の値上げ申請で、追加の安全対策工事費1,396億円は隠し切れなくなった。今後、再稼働にあたっては巨額の特定重大事故等対処施設の建設も求められる。もはや志賀原発にコストの優位性がないことは明らかで、また安定供給にも役立たず、重大事故のリスクもある。こうした中、北陸電力は資源価格急騰で火力の発電コストが上昇した今を逃せば、志賀原発再稼働の必要性を世論に訴える機会がなくなると考えているのではないか。 ・志賀原発は、北陸電力にとってお荷物になっているのではないかと思われる。建設費の話は割愛するが、2号機の安全対策費等は、当初の建設費を上回るのではないかと考える。志賀原発の実際の発電コストがいくらかなのか、明らかにしていただきたい	6 電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などにに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。 各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、原子力発電所の安全対策工事などについて、必要性を厳正に確認した上で、徹底した効率化を求めるため、効率化係数を用いて査定を行いました。 なお、原子力政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。
13	原子力発電所を再稼働し、国民負担を減らすべき ・将来的には「安全な原発の稼働」には賛成するが、「あると言われた活断層を無いもの」とするのは、東京電力の「大津波など来ない」とした話を想起させる。「あると言われた活断層上の原発」は、将来的には、「場所をズラす」、「空中に浮かす（Gショック）」、「廃炉にして新型原子炉に代える」した方が良い。 ・2月6日時点で規制料金の値上げの申請をしていない、関西・九州電力及び、値上げ幅の少ない四国電力のように、原子力発電（志賀原子力発電所）を早急に再稼働して、値上げ幅を抑えてほしい。 ・電気料金高騰と電力需給ひっ迫の解消には、原子力・火力・再エネのバランスの取れた電源構成が理想です。その意味でも早急に志賀原子力発電所の再稼働を望みます。	3 北陸電力は、電気の規制料金の原価の算定に当たって、志賀原子力発電所2号機の再稼働を織り込んでいます。その上で、原子力発電所の再稼働に係る費用が適正な水準となるよう、厳格かつ丁寧に審査を行いました。 なお、原子力政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。
14	原子力発電所の再稼働に反対 ・全国一の水力発電会社である利点をいかして、風力や地熱、潮流、太陽光などエネルギーは厩大にあります。なにも危険な原発に力を入れる必要はありません。 ・貴殿の「値上げ」申請について疑念を持つものです。なぜなら、原発の数々の事故を隠べいしたこと、雨水埋没事故を起こし隠べいしようとしたこと、活断層を隠し続け、都合が悪くなると「活断層である」と知らん顔して容認したこと、さらには、「活断層」を「たんなる断層」と否定したことなど、常に「利益優先」の姿勢を感じます。3.11事故以降、「1000億円台後半の費用をかけて対策を強化しています」と受益者に疑念を増大させています。だから信用できないのです。今後、地震対策の強化などで1500億円必要でありそのための値上げですと説明していますが、どう考えても「独禁法」違反を問われた関電や中部電力の値上げの算式や仕組みをまねした「値上げ」と疑念も持たざるを得ません。 ・値上げを脅しに使って原発再稼働も絶対嫌です。 ・志賀原発も1号機原子炉建屋直下の活断層の疑いもあるのに、原発再稼働が前提になっている説明も納得いきません。再稼働にあたって、地震、津波、はてはテロにまで対策が必要となり膨大な費用がかさみます。もちろん放射性廃棄物の処理方法もまだ決まってはいません。これらの費用を燃料代にまわし、大幅な値上げをせざるにすませてほしい。 ・志賀原発は、2011年から停止したままである。北電は、2026年に再稼働したいとあるが、原発の敷地内の断層が、活断層が否か結論も出ていない。事業を抜本的にチェックし、原子力事業から撤退し、無駄な経費を圧縮し、電気料金値上げを見直していただきたい。原発は非常に危険であり、使用済み核燃料の行き先がなく、実効性のある避難計画の作成が困難といった問題を抱えている。老朽化原発は事故に耐えられない恐れがある。原発は安定電源ではない。ロシア・ウクライナ侵攻で見られるように危険なものである。原発事故は、事故により放射能汚染し、国土喪失と言ってもいいような莫大な被害をもたらし、産業へも影響を与える。 ・委員の皆様には、北陸電力の原発の計画は正しくないことをご理解いただいて、料金値上げについては厳しい判断をいただきたい。 ・今回の北陸電力の電気料金値上げに当たって、北陸電力の経営上の最大のリスクになっている志賀原発（技術的・人為的トラブルが相次ぎ、志賀原発は1号機の臨界事故の隠べいが発覚したことなど、経済性も低く、トラブルも多い）について、2026年1月に再稼働を見込むことは、そもそも許されないことである。 ・結論として、志賀2号機の再稼働想定を撤回し、今後の設備投資を見送ることを求める。 ・2号機建設時には、発電電力の相当量を関西電力と中部電力に売る契約だったが、その契約はすでに終了しており、志賀原発の出力が、北陸エリアだけでは使い切れないことを社長も認めている。あくまでも再稼働を目指し、投資を続けるのは、合理的な経営判断とは言えない。原子力は事故のリスクがある。本質的、潜在的に危険なものであるということを忘れてはならない。損害賠償責任保険の上限が1,200億円では、到底間に合わないような事態になりかねない中で、それでも再稼働するのは納得できない。	9 電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などにに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。 各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、原子力発電所の安全対策工事などについて、必要性を厳正に確認した上で、徹底した効率化を求めるため、効率化係数を用いて査定を行いました。 なお、原子力政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。
7．再生可能エネルギーについて		
15	再生可能エネルギーの導入を推進すべき／再エネ賦課金・FIT買取価格を見直すべき ・自由裁量で会社が値上げできる電力では、当家ではもう既に前年比では金額ベースで1.5倍になっています。だが、使用電力量は前年比1割程度圧縮している、圧縮、減量しているにも関わらず50%も支払いが増えている。当家では、太陽光発電をして「北陸電力」に買取を依頼して、年間定額での販売契約となっている、この販売契約の価格は10年買取契約終了後の契約なので非常に安価であります。となれば、自家消費に専念するも使え切れるものではなく売電単価は非常に低くなる。値上げに幅・価格に比べ非常に価格差が目立つ。特に、昼間の時間帯の太陽光発電なので、同時時間帯での販売単価に合わせて、買取価格を見直してもらいたい。購入単価と売価との差の大きさに、大きな不満があります。 ・各家庭からの太陽光発電の買取料金は固定で金額を変動しないのも、バランスを欠いていると思われます。電気料金が値上げされるということは、電気価値が上がっているということ。であるならば、各家庭で発電した買取電力についても値上げして然るべきであるところ、こちらは、安い金額のままです。高く売るけど、仕入価格は据え置き、というのは、商売としてそもそも異質と言わざるをえません。 ・一般家庭からの、太陽光発電による電力買い上げ金額が、自社発電に要する経費とその売電価格との乖離が大きいように感じられる。特に、10年の買い上げ期間の終了後の太陽光による一般家庭からの電力買い上げ金額の低さ、タダ同然の買い上げ金額で契約させる。今回、40数パーセントもの値上申請をするならば、買取価格の値上げもそれに準ずる程度の見直しも然るべきかと思えます。 ・東京電力の福島第一原子力発電所の事故以降、火力発電の比率が一時的に高くならざるを得ない中で、国の再生可能エネルギーの最大限導入の方針のもと、電力会社は自らの再生可能エネルギー導入にどれだけ取り組んできたのでしょうか。火力発電への依存を続けてきた結果、今回の燃料費高騰に対処しきれなくなったということではないでしょうか。燃料費高騰による電気料金への影響緩和や、エネルギーの安定確保への寄与なども期待できる再生可能エネルギーの導入・普及拡大を進めてください。 ・再生可能エネルギー推進の取り組み状況についての進捗報告を求めます。再エネ賦課金は電気を使用する全世帯から徴収されています。国がそれを集めて再生可能エネルギーを普及させるために活用しているということは、再生可能エネルギー税ということもできます。しかしながら電力会社を通して徴収しているのであれば、それぞれの電力会社が再生可能エネルギー推進の進捗を各家庭に報告するのが筋だと思います。国として大きな取り組みをする事業と電力会社ごとの取り組みを分けて、使途と進捗を報告する仕組みを構築して情報公開してください。また、再エネ賦課金は際限なく値上がりしており、それが電気料金の高騰に拍車をかけている面もあります。国は再エネ賦課金のピークの設定を見直し、国民に中長期計画を明らかにしていくようお願いします。 ・二度と原発の重大事故を繰り返さないということであれば、原発への投資ではなく、省エネ・エネルギー効率利用の推進と再生可能エネルギーに投資して、化石燃料への依存度を下げる努力を続けていれば、大幅値上げは回避できたはずである。 ・国のエネルギー政策について、電源構成の在り方として、既存のものは安心・安全で使っていただくのはとまかく、自然エネルギーや再生エネルギーにスピード感を持って、取り組んでいただきたい。	8 電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などにに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。 各事業者が算定した原価等について、徹底した効率化を求めるなど、厳格かつ丁寧に審査を行いました。 なお、再生可能エネルギーの普及や再エネ賦課金やFIT買取価格の在り方など、エネルギー政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。
8．電気事業制度について		
16	経過措置規制料金を是正すべき ・燃料調整費上限に張り付いた所謂「逆ザヤ」状態で規制料金を提供し続けることは、大手電力と新電力との間における適正な競争を阻害しており、速やかに是正すべきである。	1 電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などにに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、厳格かつ丁寧に審査を通じて、原価等が適正な水準となるように査定しました。 なお、燃料費調整単価の上限撤廃など、電気料金制度の在り方に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えていますが、経過措置料金の解除の基準として、①消費者の状況（電力自由化の認知度など）、②競争圧力（シェア5%以上の有力で独立した競争者が供給区域内に2者以上存在するかなど）、③競争的環境の持続性（電力調達条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど）という3つの観点から総合的に判断すべきこととされています。また、現時点で、これらの基準を満たす供給区域はありません。 内外無差別のコミットメントについては、2020年7月に行われた各社からのコミットメントに基づき、2021年度より運用を開始しており、以降、年に2回定例のフォローアップを実施しております。現時点において、合理的理由無く社内取引価格を社外取引価格よりも安価に設定している事例は確認されておりませんが、引き続き定期的なフォローアップを実施し、コミットメントの実効性を確保してまいります。

9. 自由料金について		
17	値上げ反対／値上げ幅が大きすぎる - 電力という不可欠な公共性の高い事業の料金制度で北陸電力の料金プランには現在はい受付されていない過去の料金制度と今加入できるメニューの価格差が大きすぎ既に過去メニュー顧客は多大な利益を得ており料金改正にあたり過去メニューの全廃、誰もが加入可能料金プランのみにすべきと思います。規制料金対象外での一部利益の偏りではなく公平性の保たれた制度変更を最低条件として審議していただきたい。 - 北陸電力管内の一般家庭のうち、オール電化住宅などの低圧自由料金の契約家庭は約52％となっており、規制料金の契約家庭と二分する状態です。かつてオール電化に切り替える際のお勧めのフレーズは「電気料金が安くなる」でした。にもかかわらず再三にわたって値上げされ、裏切られた思いの消費者は少なからずいると思います。 - 低圧自由料金メニューの更なる検討をお願いしたい。高齢者のみの世帯や低所得者、生活困窮者等は軽減されるプランも検討してください。福祉事業所は介護保険収入で運営しています。このような非営利等の事業所への軽減プランも検討してください。	3 電力小売は自由化されており、個別具体的な電気の自由料金の設定の在り方について、コメントは差し控えさせていただきます。一方で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、厳格かつ丁寧な審査を通じて、原価等が適正な水準となるように査定しました。
10. カルテルについて		
18	電力業界の体質改善を求める カルテルや不正閲覧が行われている電力業界の体質改善を求めます。発送電分離によって新電力が多数生まれ、私たち消費者は自由に電力会社を選べると見込まれていました。ところが安さを売りに顧客を獲得していた新電力の多くは昨今の情勢により、料金の値上げに踏み切りたるを得ず倒産する企業も出ています。北陸では他地区の電力会社と比べて電気料金が安かったこともあり、新電力の参入が遅れています。昨年4月に中部電力、関西電力、中国電力等が小売価格や顧客獲得を制限するカルテルを結んだ疑いで公正取引委員会の立ち入り検査が行われたとの報道がありました。また今年に入って、関西電力、東北電力が分社化した電力送配電会社のシステムにアクセスして新電力と契約している一般家庭の顧客情報を不正に閲覧していたとの報道もありました。レベニューキャップ制度が導入される直前に、昨年12月に託送料金の値上げ申請を一齐に行ったとの報道もありました。託送料金は電力料金に上乗せされ値上げ幅がさらに大きくなります。	2 電力自由化による競争促進は重要であり、電力各社による公正な取引を妨げる行為によって、独占禁止法に基づく命令がなされたことは、電力システム改革の趣旨に反するものでもあり、極めて遺憾です。電力・ガス取引監視等委員会においては、公正取引委員会から処分を受けた事業者にとどまらず、北陸電力を含むみなし小売電気事業者各社に対して、問題となるような行為を行っていないかどうか確認を行っているところです。 また、情報漏洩、不正閲覧事件については、その中立性・信頼性に疑念を抱かせるものであり、極めて遺憾です。関係各社には、4月17日付けで電気事業法に基づく業務改善命令が行われたところであり、①託送情報に係る情報システムの共用状態の速やかな解消、②事案の発生原因の調査・公表や、関係者の厳正な処分の実施、③行為規制遵守に係る内部統制の抜本的強化等が命じられたところです。
11. 審査手続きについて		
19	厳正な審査をお願いする／条件付きで認可すべき - 今回の規制料金の申請において不必要に原価を減額されると、新電力としても極めて厳しい状況となり長期的には競争が阻害されることを考慮していただきたい。 - 値上げ申請をそのまま認めるのではなく、経営効率化でカバーできる部分はないか、社会的に見て妥当性を欠く値上げはないかなど、精緻で納得感のある査定を進め、値上げ幅をできるだけ圧縮してください。 - 値上げまでの協議機関及び時期について十分な時間を取ってください。今回、値上げの発表から実施までの期間が短すぎます。最低1年かけて議論をすすめてください。値上げ等の場合は電気料金審議専門委員会を開設するなど、専門家・消費者等もメンバーに入れ充分な議論をし、消費者に説明をお願いします。 - 電気代の高騰により、多くの消費者が悲鳴を上げている中、このような傲慢な態度を取る北陸電力の料金改定申請をそのまま認めることは、消費者から納得を得られるものではありません。認可に当たっては、変更により不利益を被る消費者を救済する（期間の如何に関わらずプランの変更を認める等）ことを付帯条件とするべきであると強く提言します。 - 委員の皆様には、北陸電力の原発の計画は正しくないことをご理解いただいて、料金値上げについては厳しい判断をいただきたい。 - 料金制度専門会合では、今回の申請の内容を十分に精査して、値上げ幅が本当に妥当か検討し、できる限り値上げ幅の圧縮を求める。 - 今回の値上げ幅が大きく、社会的な影響や県民生活に与える影響が大きいことが予想されることから、値上げ料金の根拠や必要性について、消費者が納得できるような精緻な審査をお願いしたい。	7 電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、直近の燃料価格などを踏まえて原価等を再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。さらに、事業者において原価算定に誤りがあった場合は、適正な算定となるよう、補正を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。 燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据置き、電力量料金を改定する方針としました。 さらに、電気の規制料金については、 ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、 ② 電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、 ③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の要否について、経済産業大臣に回答を行っています。 上記の回答を受けて、経済産業大臣は、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。